

監査公表第8号（平成28年4月22日、県公報第3787号登載）  
本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成27年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

27行経第 1856 号

平成 28 年 3 月 31 日

福岡県監査委員 山下 芳 郎 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 縣 善 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 27 年 1 月 9 日 27 監総第 473 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部 国際交流局 交流第一課	委託料の前渡資金の精算が遅延していた。	資金前渡管理簿を作成し、期限内の精算について管理職員が確認を行う。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部	前年度に引き続き、県外出張旅費の支出において、宿泊料と食糧費の調整を誤ったため、支給過大となっていた。	<p>所属で食糧費の支出伺いの際に、出張命令の写しを添付して決裁を受けることとした。また、主管課において、各所属の食糧費の支出が出張を伴うものか否かをチェックすることとした。</p> <p>これらにより、宿泊料の調整がなされていることを確実にチェックできる体制を構築した。</p>
環境部	雑入（行政代執行経費の求償）において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	<p>債務者に対し繰り返し催告を行うとともに、催告に応じない債務者については、不動産や預金等の財産調査を実施し差押を行っている。平成 27 年度は、生命保険解約払戻金を差押えるなど債権の回収に努めている。</p> <p>今後も債務者の状況に応じて収入未済の解消対策を粘り強く実施するとともに、回収困難な債権については不納欠損処理等の整理を的確に進めていく。</p>
商工部	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、徴収努力により、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、多額である。	<p>事業継続先の延滞先に対しては、財務分析やアドバイザー等の専門家派遣などにより、経営改善の取組を支援し、回収額の増額に努めている。その結果 平成 27 年度は、延滞先 2 先の償還額が毎月 170 千円増額となった。（12 月末時点）。</p> <p>事業休廃止先に対しては、中小機構の債権管理アドバイザーや債権管理調査員（非常勤職員）等を活用し、連帯保証人の資産状況を把握のうえ、償還能力に応じた督促等を行っている。</p> <p>また、連帯保証人の資産調査により回収可能性を見極め、回収困難と判断され</p>

		<p>た債権については、徴収停止や不納欠損等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>これらの延滞先に対する取組みのほか、条件変更先に対しても、中小機構のアドバイザー派遣事業の活用、履行延期特約の締結等による支援を行い、新たな延滞の発生防止に努める。</p>
建築都市部	<p>住宅管理使用料において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて増加している。</p>	<p>家賃の納付手続の利便性及び家賃徴収率の向上を図るため口座振替の積極的活用等を図るとともに、悪質な滞納者に対しては訴訟を提起して住宅の明渡しを求めるなど、徴収率の向上と滞納額の増加防止に向けた取組みを進める。</p> <p>また、滞納金の回収を進めるため、民間の債権回収会社に委託している退去滞納者に係る集金代行業務の強化とあわせ、徴収率の一層の向上を図るため、退去時の面談による納付指導及び納入誓約書の徴取を徹底していく。</p>
福祉労働部	<p>前年度に引き続き、補助金交付決定前の事業を補助対象としていた。</p>	<p>事業が開始される前に交付決定を行うことを徹底する。</p> <p>このため、進捗管理表を作成し、一元管理する。</p>
福祉労働部	<p>前年度と同様の実績報告書の不備により、補助金の額の確定を行っていなかった。</p>	<p>事業の進捗管理を、補助金及び委託料の執行を管理する管理表を用い、事業担当者の上司、予算担当者及び出納員が行うことを徹底する。</p>
農林水産部	<p>前年度に引き続き、補助対象団体に事業遂行状況報告書の提出を求めていなかった。</p>	<p>事業担当係にて補助対象団体への指導及び報告書の提出漏れがないかの確認を徹底するとともに、庶務担当係においても各事業の報告書の提出状況を確認するという確認体制を強化することにより、再発防止に努める。</p>

(別紙)

27教財第829号  
平成28年1月20日

福岡県監査委員 山下芳郎殿  
同 伊藤龍峰殿  
同 行正晴實殿  
同 縣 善彦殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が多額で前年度に比べて増加している。	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、次の取組を行った。  1 奨学金相談員及び職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者に対しては、続けて督促電話を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるような督促を行っている。 また、職員において、県外在住の滞納者への戸別訪問も実施している。  2 滞納期間の長い奨学生に対して、改めて返還意識を認識させ、法的手続に向けた取組を進めるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書及び滞納債権の回収を行っている。  3 これまでの戸別訪問で面接が出来ていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方から夜間へ変更した戸別訪問を試行的に行っている。  今後も、これらの取組を行うとともに、より効果的な取組を検討するなど債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けた一層の努力をしていく。